

## 福岡市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 福岡市住宅騒音防止対策事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、福岡空港周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止のため、住宅の騒音防止工事等の必要な措置を行うことにより、空港周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は次の各号のとおりとする。

#### (1) 住宅

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）（以下「法」という。）第8条の2に規定する福岡空港の第1種区域に当該区域指定の際に現に所在する住宅をいう。

#### (2) 所有者等

住宅の所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者をいう。

#### (3) 騒音防止工事

所有者等が行う、法第8条の2に規定する工事をいう。

#### (4) 告示日後住宅

福岡空港周辺の国の定める対象区域及び期日に現に所在する住宅をいう。

### (補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、住宅又は告示日後住宅の所有者等が、当該住宅又は告示日後住宅について騒音防止工事を行う場合において、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が所有者等に対して騒音防止工事に必要な経費の全部又は一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）をいう。

### (補助対象者及び補助金の交付)

第5条 この要綱に基づき、補助金の対象となる者は機構とする。

市長は、機構が補助事業を行うときは、機構に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(間接補助金を交付する基準及びその成果を審査する基準)

第6条 機構は、第4条に定める補助事業を行う際は、国が定める交付基準に従い、住宅又は告示日後住宅の所有者等に補助を行うものとする。

2 機構は、住宅又は告示日後住宅の所有者等において実施される間接補助事業について、国の定めに従い、その成果を審査するものとする。

(補助金の交付の対象とする経費)

第7条 補助金の交付の対象とする経費は、住宅又は告示日後住宅の騒音防止工事のうち、次に掲げるものとする。

(1) 住宅若しくは告示日後住宅の全部又は一部の室における航空機の騒音の軽減及び当該室内の有効な空気調和の確保を目的とする工事(以下「防音工事」という。)においては、本工事費(直接工事費、共通仮設費及び諸経費をいう。)及び工事雑費との合計額(以下「工事費」という。)

(2) 空気調和を図るために防音工事により設置された冷暖房機、換気装置及びレンジ用換気装置(以下、これらを「空気調和機器」という。)が設置後10年以上経過し所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事(以下「更新工事①」という。)、更新工事①により設置された空気調和機器が設置後10年以上経過し所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事(以下「更新工事②」という。)並びに更新工事②により設置された空気調和機器が設置後10年以上経過し所要の機能が失われている場合における当該機器の機能回復を目的とする工事(以下「更新工事③」という。)においては、工事費の合計額(以下「事業費」という。)

(補助金の額)

第8条 住宅の防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額(1円未満切り捨て)とする。

(1) 工事費が国の定める定額(以下本項において「定額」という。)を超え国の定める限度額(以下本項において「限度額」という。)以下の場合  
工事費から定額を差引いた額に100分の50を乗じた額に、更に2分の1を乗じた額

(2) 工事費が限度額を超える場合  
限度額から定額を差引いた額に100分の50を乗じた額に、更に2分の1を乗じた額

2 告示日後住宅の防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額(1円未満切り捨て)とする。

(1) 工事費(空気調和機器の工事費を除く。以下本号において「工事費」

- という。)については、次の各場合に応じ、それぞれに掲げる額とする。
- ア 工事費が国の定める定額（以下本号において「定額」という。）を超え  
国の定める限度額（以下本号において「限度額」という。）以下の場合  
工事費から定額を差引いた額に100分の50を乗じた額に、更に2分の1を乗じた額
  - イ 工事費が限度額を超える場合  
限度額から定額を差引いた額に100分の50を乗じた額に、更に2分の1を乗じた額
- (2) 冷暖房機の国の定める標準工事（以下「標準工事」という。）に対する補助金の対象となる費用は次に掲げるものとし、補助金の額は、それぞれの工事に対して国の定める地方負担額の合計額に2分の1を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
- ア 標準工事の工事費
  - イ 標準工事以外の国の定める付帯工事（以下「付帯工事」という。）が生じた場合における国が認める付帯工事費
- 3 冷暖房機の更新工事①，更新工事②，更新工事③に対する補助金の対象となる費用は次に掲げるものとし、補助金の額は、それぞれの工事に対して国の定める地方負担額の合計額に2分の1を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
- (1) 標準工事の工事費
  - (2) 付帯工事が生じた場合の付帯工事費
  - (3) 設計を伴う場合等特別の事情から、冷暖房機及び付帯工事の工事費の合計額が、国が定める冷暖房機及び付帯工事の工事費の基準額の合計額を超える場合において、国が認める工事費

(生活保護等の受給者に係る補助金の額)

- 第9条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「支援法」という。）第13条第2項に規定する特定中国残留邦人等のうち、同法第14条第1項に規定する支援給付を受けている者若しくは同法第14条第3項に規定する特定中国残留邦人等の属する世帯において当該中国残留邦人等の配偶者があるものが死亡した場合における当該配偶者が住宅の所有者等である場合の住宅（以下「生活保護住宅」という。）の防音工事に対する補助金の額は、前条第1項に同じ額とする。
- 2 生活保護住宅であつて告示日後住宅における防音工事に対する補助金の額は、次の各号に定める額の合計額（1円未満切り捨て）とする。
- (1) 工事費（空気調和機器の工事費を除く）については、前条第2項第1

号に同じ

(2) 空気調和機器の標準工事に対する補助金の額は、次に定める額とする。

ア 工事費が、標準工事における工事費の額に 100 分の 95 を乗じた額が、基準額に 100 分の 85 を乗じた額以下の場合

工事費に 100 分の 5 を乗じた額に、更に 2 分の 1 を乗じた額

イ 標準工事における工事費の額に 100 分の 95 を乗じた額が、基準額に 100 分の 85 を乗じた額を超える場合

基準額から基準額に 100 分の 85 を乗じた額を差引いた額に、更に 2 分の 1 を乗じた額

(3) 付帯工事が生じた場合

ア 付帯工事額が付帯工事基準額に 100 分の 85 を乗じた額を超え付帯工事基準額以下の場合

付帯工事額から付帯工事基準額に 100 分の 85 を乗じた額を差引いた額に、更に 2 分の 1 を乗じた額

イ 付帯工事基準額を超える場合

付帯工事基準額に 100 分の 15 を乗じた額に、更に 2 分の 1 を乗じた額

3 空気調和機器の更新工事①，更新工事②，更新工事③に対する補助金の対象となる費用は次に掲げるものとし、補助金の額は、それぞれの工事に対して国の定める地方負担額の合計額に 2 分の 1 を乗じた額（1 円未満切り捨て）とする。

(1) 標準工事の工事費

(2) 付帯工事が生じた場合の付帯工事費

(3) 設計を伴う場合等特別の事情から、冷暖房機及び付帯工事の工事費の合計額が、国が定める冷暖房機及び付帯工事の工事費の基準額の合計額を超える場合において、国が認める工事費

(補助金の交付の申請)

第 10 条 機構は、補助事業について補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、当該補助事業に係る年度の 6 月 30 日とする。ただし、市長が別に指定したときはこの限りではない。

(補助金の交付の決定等の通知)

第 11 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により機構に通知するものとする。

(申請書の取り下げ期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する市長が定める期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(事業計画の変更)

第13条 規則第6条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、補助事業の対象となる騒音防止工事の実施件数の変更以外のものとする。

2 機構は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、補助事業計画変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 機構は、補助金の概算払いを受けようとするときは、市の定める請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の全部又は一部について概算払いができるものとする。

(実績報告)

第15条 機構は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までにこれを市長に提出するものとする。ただし、市長が別に指定したときは、この限りではない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出を受けた場合、書類の審査等により事業の成果が、補助金交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、確定通知書(様式第5号)により機構に通知するものとする。

(補助金相当額の返納)

第17条 機構は、騒音防止工事を実施した所有者等から補助金の返納を受けた場合は、市の補助金に相当する額を速やかに市長に返納しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日及び有効期限)

第 1 条 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、有効期限を平成 29 年 3 月 31 日までとする。

なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

第 2 条 この要綱第 8 条第 1 項に規定する「生活保護住宅」には、平成 26 年 3 月に生活保護法第 6 条第 1 項に規定する被保護者又は支援法第 14 条第 1 項若しくは同法第 14 条第 3 項に規定する支援給付を受けている者であって、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までに生活保護法第 26 条に規定する保護の停止若しくは廃止又は支援法第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 26 条の規定により支援給付の停止若しくは廃止に至ったもの（保護の停止若しくは廃止又は支援給付の停止若しくは廃止に至った時点の収入認定額が平成 26 年 3 月の生活保護法第 8 条第 1 項に規定する保護基準額又は支援法第 14 条第 1 項若しくは同法第 14 条第 3 項に規定する支援給付の基準額を下回っている者に限る。）が住宅の所有者等である場合の住宅を含むものとする。

(経過措置の期限)

第 3 条 前条の規定は、平成 27 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。

(様式第1号)

第 号  
年 月 日

(あて先) 福岡市長

独立行政法人 空港周辺整備機構  
理事長

### 補助金交付申請書

平成 年度において、下記のとおり住宅騒音防止対策事業を実施したいので、福岡市補助金交付規則及び福岡市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり福岡市補助金 円の交付を申請します。

なお、補助金は概算払にて交付されるようお願いいたします。

#### 記

1. 事業の目的
2. 事業完了予定年月日
3. 事業の内容及び経費の配分
4. 今事業年度の全体計画等
5. 事業費収支予算
6. 機構等が交付する補助金に関する規則又は要綱
7. その他参考となる事項

(様式第 2 号)

第 号  
年 月 日

独立行政法人 空港周辺整備機構  
理事長 様

福岡市長

### 補助金交付決定通知書

年 月 日 第 号で申請のあった 年度住宅騒音防止  
対策事業費補助金については、福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福岡市規則第  
35 号）及び福岡市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき、下  
記により金 円を交付します。

#### 記

- 1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費は、次のとおりとする。

区 分	補助事業に要する経費	補 助 金 の 額
事 業 費	円	円

- 3 補助事業の内容の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合にお  
いては、市長の承認を得なければならない。
- 4 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を得なけれ  
ばならない。
- 5 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難とな  
った場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 6 補助事業が完了した場合においては、補助事業実績報告書を補助事業が完  
了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該廃止の承認を受けた  
日）から起算して 30 日以内、又は補助事業が完了した日もしくは補助事業の  
廃止の承認を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補  
助事業実績報告書を提出すること。



(様式第3号)

第 号  
年 月 日

(あて先) 福岡市長

独立行政法人 空港周辺整備機構  
理事長

### 補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知があった住宅騒音防止対策事業の実施について、事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認を受けたく申請します。

#### 記

1. 変更しようとする理由
2. 変更の内容

(様式第4号)

第 号  
年 月 日

(あて先) 福岡市長

独立行政法人 空港周辺整備機構  
理事長

## 補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により補助金変更交付決定を受けた事業の実績について下記のとおり報告します。

### 記

1. 補助事業名
2. 補助事業の成果
3. 補助事業所要額
4. 補助金交付決定額
5. 補助金精算額
6. 補助事業実施期間
7. 事業費の収支精算
8. 事業の内容及び成績
9. その他参考となる事項

(様式第 5 号)

第 号  
年 月 日

独立行政法人空港周辺整備機構  
理事長

福岡市長

### 確定通知書

年 月 日 第 号で事業実績報告のあった 年度  
住宅騒音防止対策事業に係る補助金の額を福岡市補助金交付規則（昭和 44 年福  
岡市規則第 35 号）及び福岡市住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱の規定に  
基づき、金 円に確定します。